

答 申 第 16 号
平成25年 8月28日

伊勢原市長 高山松太郎 様

伊勢原市情報公開審査会
会 長 吉川 和宏

伊勢原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年3月26日付けで諮問のあった行政文書一部公開決定処分に対する異議申立て事案について、別紙のとおり答申いたします。

（諮問第17号）

「該当通知書」及びそれに付随する書面。

神奈川県警察本部長から、平成24年10月～12月の間にかけて、神奈川県暴力団排除条例に基づく排除対象者として通知された書面他。

答 申

1 審査会の結論

伊勢原市長（以下「実施機関」という。）が、「平成25年2月19日、「該当通知書」及びそれに付随する書面。神奈川県警察本部長から、平成24年10月～12月の間にかけて、神奈川県暴力団排除条例に基づく排除対象者として通知された書面他。」について、一部公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「該当通知書及びそれに付随する書面。神奈川県警察本部長から、平成24年10月～12月の間にかけて、神奈川県暴力団排除条例に基づく排除対象者として通知された書面他。」の開示請求に対し、実施機関が平成25年2月19日付けで行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）の取り消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部公開理由説明要旨

本件処分については、伊勢原市情報公開条例（平成15年12月19日伊勢原市条例第21号。以下「条例」という。）第6条第2号に該当するため一部公開としたものであって、その理由は次のように要約される。

公開請求のあった行政文書の中に「法人等に関する情報」があり、条例第6条第2号アに規定する「法人に関する情報」に該当する。

神奈川県警察本部長との合意書に基づく該当通知書は、市の契約から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（以下「県警察」という。）から暴力団経営支配法人等である旨の情報提供を受けているものであり、当該法人等が本市の入札参加資格者であれば、市の契約規則等により「資格停止」の処分を課すこととなる。

これは、暴力団を市の契約から排除するとした伊勢原市の取組であり、暴力団経営支配法人等の経済活動を違法と認定したり、否定するものではない。

非公開情報を規定した情報公開条例第6条では、第2号アに法人等の正当な利益を害するおそれがあるものは非公開と規定しており、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報については情報公開制度においては非公開とする必要がある。

従って、当該法人等が暴力団経営支配法人等であることを公開することにより、当該法人等のその経営における正当な利益を害するおそれがあるため、当該法人を特定する部分については、非公開とすることが妥当であると判断した。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

伊勢原市暴力団排除条例については、市民に暴力団排除に向けて積極的な役割を果たし、市と連帯・協力して行動することを求めている。(3条・5条)

また、一般人が自ら調査し、暴力団排除対象者を知ることは非現実的である。

したがって、市は市民に暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、暴力団員に関する情報を公開する必要がある。

市は暴力団経営支配法人を、公共事業の入札から排除する(7条)が、本件情報が公開されなければ、一般市民は暴力団経営支配法人か否か判断できず、当該会社と契約を結び、市の暴力団排除施策に反することになる。

市の非公開理由は、当該会社が公開することによって、一般市民と契約が困難になり、元暴力団員の更正にも支障が生ずると考えられる。しかし市が公共事業の入札から排除するという事は根本的に矛盾している。

他県、市は暴力団経営支配法人が指名参加登録法人であれば情報を公開している。伊勢原市も同種の情報は公開するべきである。

情報が公開されないと、暴力団事務所等が把握できず、民間企業は暴力団に利益を提供し、子どもたちも知らずに近くで遊ぶなどして、怪我などすれば、安全で安心して暮らせる街づくりを推進しているとは言えない。

伊勢原市情報公開条例は、非公開情報に該当する場合でも、公益上特に必要な場合は公開できると規定している。(8条)本件は当該規程を適用すべきである。

伊勢原市情報公開条例の目的並びに解釈運用方針を勘案すれば(1条、3条2項)「商号」は公開されるべきである。「商号」が明らかになれば、商号登録簿から、会社の所在地、代表者を知ることができるから、結局、本件非公開情報は、全て、公開されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、神奈川県警察本部長と伊勢原市長が交わした、伊勢原市暴力団排除条例に基づく排除措置連絡体制等に関する合意書に基づいて通知された「該当通知書」であり、当該法人に関する情報は、商号又は名称、住所、代表者氏名等が掲載された文書である。

(2) 条例第6条第2号の該当性について

条例第6条第2号は、法人等に関する情報であって、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記載されている行政文書について、同条同号ただし書に該当する場合を除き、当該情報を開示しないことができる旨を定めたものである。

本件行政文書に掲載されている情報は、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもので、市民に具体的に害悪を与えていない現状では、条例第6条第2号アの規定により非公開とすべき情報に該当すると認められる。

(3) 他の条項の該当性について

実施機関は条例第6条第2号をもって非公開としているが、県警察から伊勢原市に通知された情報であり、条例第6条第4号及び第5号についても審議する必要がある。

条例第6条第4号の該当性について

条例第6条第4号は、市の機関、国等の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することによって、監査、検査、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものは、当該情報を開示しないことができる旨を定めたものであり、本件行政文書は当該事務又は事業の性質上、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、県警察との連携を阻害するおそれが見込まれるため、非公開とすべき情報に該当すると認められる。

条例第6条第5号の該当性について

実施機関からの問い合わせに対する、県警察からの回答文書では、「当該通知書は、条例第6条第5号に該当することから非公開とされたい。」とのことから、検討した結果、県警察の回答を尊重せざるを得ないと判断した。

情報公開審査会としては、情報公開の基準に照らした条例第6条第2号「法人等に関する情報」からいえば、当該行政文書は非公開と認められる。他方、暴力団排除法や暴力団排除条例の趣旨を斟酌し、当該行政文書は公開すべきとする意見もあった。しかし、条例第6条第4号及び第5号にも該当するため、県警察から通知を受けた当該情報は、提供元である県警察からの文書並びに、合意書に基づき非公開にせざるを得ないと判断する。

6 結論

以上のことから、実施機関が本件行政文書を一部公開とした決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

審査会の経過等

| 年月日 | 審査会の経過等 |
|-----------|-------------------|
| H25. 3.26 | 諮問書の受理 |
| H25. 4. 9 | 審議（第1回） 実施機関の説明聴取 |
| H25. 5. 7 | 異議申立人からの理由書受理 |
| H25. 5.14 | 審議（第2回） 実施機関の説明聴取 |
| H25. 8.28 | 審議（第3回） 答申 |

伊勢原市情報公開審査会

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|----|
| 会 | 長 | 吉 | 川 | 和 | 宏 |
| 職務代理者 | | 堀 | 越 | 由 | 紀子 |
| 委 | 員 | 杉 | 山 | 喜 | 男 |
| 委 | 員 | 林 | | 服 | 子 |
| 委 | 員 | 山 | 田 | 不 | 二子 |